

振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）第 3 条第 1 項の規定にもとづき振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域（以下「指定地域」という。）を次の 1 のとおり指定し、同法第 4 条第 1 項の規定にもとづき指定地域内の特定工場等において発生する振動の規制基準を次の 2 のとおり定め、振動規制法施行規則（昭和 51 年総理府令第 58 号。以下「省令」という。）別表第 1 の付表の第 1 号の規定により市長が指定する区域を次の 3 のとおり指定し、ならびに省令別表第 2 の備考の 1 の規定により市長が定める区域および同表備考の 2 の規定により市長が定める時間を次の 4 のとおり定め、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

なお、関係図面は、青梅市環境部環境政策課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成 24 年 4 月 1 日

青梅市長 竹内俊夫

振動規制法にもとづく地域の指定、規制基準の設定等

1 指定地域

青梅市の区域。ただし、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号の規定により定められた工業専用地域を除く。

2 指定地域内の特定工場等において発生する振動の規制基準

区域の区分		時間の区分		振動の 大きさ
種別	該当地域			
第一種 区域	都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の規定により定められた 第一種低層住居専用地域、第	昼間	午前 8 時から 午後 7 時まで	60 デシ ベル
		夜間	午後 7 時から	55 デシ

	二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域および準住居地域ならびに同号の規定による用途地域として定められていない地域（第二種区域に該当する区域を除く。）		翌日午前8時まで	ベル
第二種区域	都市計画法第8条第1項第1号の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域および工業地域ならびにこれらに接する地先および水面	昼間	午前8時から午後8時まで	65 デシベル
		夜間	午後8時から翌日午前8時まで	60 デシベル

ただし、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院および同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホームならびに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準は、当該各欄に定める当該値から5デシベルを減じた値とする。

3 省令別表第1の付表の第1号の規定により市長が指定する区域

- (1) 指定地域のうち、都市計画法第8条第1項第1号の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域および準工業地域ならびに同号の規定による用途地域として定められていない地域

(2) 指定地域のうち、(1)に規定する区域以外の区域であって、次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね80メートルの区域

ア 学校教育法第1条に規定する学校

イ 児童福祉法第7条に規定する保育所

ウ 医療法第1条の5第1項に規定する病院および同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの

エ 図書館法第2条第1項に規定する図書館

オ 老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホーム

カ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

4 省令別表第2の備考の1の規定により市長が定める区域および同表備考の2の規定により市長が定める時間

区域の区分		時間の区分	
種別	該当地域		
第一種 区域	指定地域のうち、都市計画法第8条第1項第1号の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域および準住居地域ならびに同号の規定による用途地域として定められていない地域（第二種区域に該当する区域を除く。）	昼間	午前8時から 午後7時まで
		夜間	午後7時から 翌日午前8時 まで
第二種 区域	指定地域のうち、都市計画法第8条第1項第1号の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域および工業地域ならびにこれらに接する地先	昼間	午前8時から 午後8時まで
		夜間	午後8時から 翌日午前8時 まで